# 規約　新旧対照表

## 『達人プラス規約』

※表中「旧規約表記」内青文字を「新規約表記」赤文字へ変更

| 該当箇所 | 旧約款表記 | 新約款表記 | 内容 |
|---|---|---|---|
| | 改訂前（2016 年 4 月 21 日付） | 改訂後（2021 年 10 月 21 日付） | |
| 表題<br>改訂 | 達人プラス Version6　規約 | 達人プラス規約の改訂 | ・名称変更に伴い変更致します。 |
| 第 1 条<br>改訂 | 第 1 条（達人プラス Version6 規約の適用）<br>「達人プラス Version6 規約」は、株式会社ナルコームが販売する「達人プラス Version6」の利用について、株式会社ナルコームと達人プラス Version6 の利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「達人プラス Version6 規約」のインストール DVD を開封した時点で本規約の内容を承認したものとします。 | 第 1 条（達人プラス規約の適用）の改訂<br>「達人プラス規約」は、株式会社ナルコームが販売する「達人プラス」の利用について、株式会社ナルコームと達人プラスの利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「達人プラス」のインストールを行った時点で本規約の内容を承認したものとします。 | ・名称変更に伴い変更致します。<br>・DVD 廃止に伴い変更致します。 |
| 第 2 条<br>改訂 | 第 2 条（定義）<br>1. 「当製品」とは、「達人プラス Version6」をいいます。<br>2. 「当規約」とは、この「達人プラス Version6　規約」をいいます。<br>3. 【略】<br>4. 「利用者」とは、当サービスを利用する、または利用しようとする歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。 | 第 2 条（定義）の改訂<br>1. 「当製品」とは、「達人プラス」をいいます。<br>2. 「当規約」とは、この「達人プラス規約」をいいます。<br>3. 【略】<br>4. 「月額利用料」とは第 11 条 1 項で定めた利用料で当サービスを 1 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>5. 「1 年パック」とは第 11 条 2 項で定めた利用料で当サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>6. 「3 年パック」とは第 11 条 3 項で定めた利用料で当サービスを 36 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>7. 「6 年パック」とは第 11 条 4 項で定めた利用料で当サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>8. 利用者とは、当サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院や系列病院が当サービスを利用するためには、それぞれ個々に当サービスを購入する必要があります。 | ・名称変更に伴い変更致します。<br>・定義の記載が不足していた為変更致します。 |
| 第 6 条<br>改訂 | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 動画の録画機能について<br>収録されている動画の録画機能については、ユーザー登録とは別途の使用許可申請を必要とします。<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 【略】 | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）の改訂<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. スマートフォンを使用した動画の録画機能について<br>収録されているスマートフォンを使用した動画の録画機能については、ユーザー登録とは別途の使用許可申請を必要とします。<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 【略】 | ・動画の使用用途変更に伴い変更致します。 |
| 第 9 条<br>改訂 | 第 9 条（利用の期間）<br>1. 月額利用版<br>利用者が月額利用版のユーザー登録を行った直近の 6 日から翌月 5 日の 1 か月間を利用期間とする。月額利用版は、自動更新され第 10 条の利用の中止を利用者から申し出なければ自動で継続する<br>2. 1 年パッケージ、3 年パッケージ、6 年パッケージ版<br>利用者が各パッケージのユーザー登録を行った日から各製品の規定年数を利用期間とする | 第 9 条（利用の期間）の改訂<br>1. 月額利用料<br>利用者が月額利用料のユーザー登録を行った月の 1 日から月末までの 1 か月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され第 10 条の利用の中止を利用者から申し出なければ自動で継続します。<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>利用者が各パックのユーザー登録を行った日から各製品の規定年数を利用期間とします。<br>3. 月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>いずれの利用料金も日割りでの計算はしないものとします。 | ・名称変更に伴い変更致します。<br>・利用の期間変更に伴い変更致します。<br>・記載漏れに伴い変更致します。 |
| 第 10 条<br>改訂 | 第 10 条（利用の中止）<br>1. 月額利用版<br>利用者は、当製品の利用中止を希望する場合は、当社所定の方法で退会希望月の前月 5 日までに届出るものとします。5 日を過ぎた時点で退会の届出があった場合、翌々月の月額使用料を全額支払い頂き、翌月 5 日扱いで退会申請を受領します。利用開始から退会までの最低利用期限はありませんが、すでに受領した月額使用料の払い戻し等を一切行いません。<br>2. 1 年パッケージ、3 年パッケージ、6 年パッケージ<br>各パッケージ版の利用を中止しても返金等の払い戻しは一切行いません。 | 第 10 条（利用の中止）の改訂<br>1. 月額利用料<br>利用者は、当製品の利用中止を希望する場合は、当社所定の方法で退会希望月の前月 5 日までに届出るものとします。5 日を過ぎた時点で退会の届出があった場合、翌々月の月額利用料を全額支払い頂き、翌月 5 日扱いで退会申請を受領します。利用開始から退会までの最低利用期限はありませんが、すでに受領した月額利用料の払い戻し等を一切行いません。<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>各パックの利用を中止しても返金等の払い戻しは一切行いません。 | ・名称変更に伴い変更致します。 |
| 第 11 条<br>改訂 | 第 11 条（利用料金）<br>1. 月額利用版　¥8,000／月<br>2. 1 年パッケージ版　¥90,000<br>3. 3 年パッケージ版　¥260,000<br>4. 6 年パッケージ版　¥490,000<br>5. 【略】 | 第 11 条（利用料金）の改訂<br>1. 月額利用料　¥8,000（税抜）<br>2. 1 年パック　¥90,000（税抜）<br>3. 3 年パック　¥260,000（税抜）<br>4. 6 年パック　¥490,000（税抜）<br>5. 【略】 | ・名称変更に伴い変更致します。 |
| 第 12 条<br>改訂 | 第 12 条（決済手段）<br>当製品の利用料の支払いは、利用者指定の歯科材料店へ支払うものとします。 | 第 12 条（決済手段）の改訂<br>当製品の月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。 | ・名称変更に伴い変更致します。<br>・決済手段の追記を致します。 |
| 第 13 条<br>改訂 | 第 13 条（決済）<br>1. 月額利用版<br>初回に限り当社にて受注を受けた日に決済を行い、2 回目以降は毎月 5 日に決済します。初回の受注日が 5 日までの期間がある場合はその期間の請求はしないものとする。<br>2. 1 年パッケージ、3 年パッケージ、6 年パッケージ<br>当社にて受注を受けた日に決済を行う。決済方法は、利用者指定の歯科材料店へ決済させて頂きます。<br>利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。 | 第 13 条（決済）の改訂<br>1. 月額利用料<br>初回に限り当社にて受注を受けた日に決済を行い、2 回目以降は毎月 5 日に決済します。受注日から第 8 条の利用開始日まで期間がある場合はその期間の請求はしないものとします。<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>当社にて受注を受けた日に決済を行うものとします。<br>3. 利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。 | ・名称変更に伴い変更致します。<br>・月額利用料開始に関して記載変更致します。 |
| 第 24 条<br>改訂 | 第 24 条（訪問サポート）<br>当社は当製品の利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥50,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。 | 第 24 条（訪問サポート）の改訂<br>当社は当製品の利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥100,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。 | ・料金改定に伴い変更致します。 |
| 附則<br>改訂 | 第 28 条（附則）<br>2015 年 4 月 21 日　　制定・施行<br>2016 年 4 月 21 日　　改訂 | 附則<br>第 1 条（運用開始）の改訂<br>この規約は 2016 年 4 月 21 日から制定・施行された達人プラス規約を改正したものであり、2021 年 10 月 21 日より運用されます。 | ・本改訂にともなう適用日の変更を行います。 |
| | 改訂前（2021 年 10 月 21 日付） | 改訂後（2022 年 12 月 1 日付） | |
| 改訂 | 当製品は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、そのほかの無体財産権に関する法律及び条令によって保護されています。当製品の利用権は許諾されるもので販売されるものではありませんので予めご了解下さい。 | 本製品は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、そのほかの無体財産権に関する法律及び条令によって保護されています。本製品の利用権は許諾されるもので販売されるものではありませんので予めご了解下さい。 | ・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。 |
| 第 2 条<br>改訂 | 第 2 条（定義）<br>1. 「当製品」とは、「達人プラス」をいいます。<br>2. 「当規約」とは、この「達人プラス規約」をいいます。<br>3. 「当社」とは、株式会社ナルコームのことをいいます。<br>4. 「月額利用料」とは第 11 条 1 項で定めた利用料で当サービスを 1 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>5. 「1 年パック」とは第 11 条 2 項で定めた利用料で当サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>6. 「3 年パック」とは第 11 条 3 項で定めた利用料で当サービスを 36 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>7. 「6 年パック」とは第 11 条 4 項で定めた利用料で当サービスを 72 カ月 | 第 2 条（定義）<br>1.「本製品」とは、「達人プラス」に関し、紙媒体その他の媒体により弊社からお客様に提供される関連資料・付属資料を含むものをいいます。<br>2.「本ソフトウェア」とは、本製品に含まれるコンピュータプログラムその他のデジタルコンテンツ及び弊社が別途提供することのあるアップデートプログラムや追加のデジタルコンテンツをいいます。<br>3.「本サービス」とは、本製品で提供するサービス、及び本製品に付随するサービスの一切をいいます。<br>4.「本規約」とは、この「達人プラス規約」をいいます。<br>5.「当社」とは、株式会社ナルコームのことをいいます。<br>6.「月額利用料」とは、第 11 条第 1 項で定めた利用料で本サービスを 1 カ | ・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。<br>・「本サービス」の定義を追加致します。<br>・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します。<br>・「当サービス」「本サービス」を統一する為に変更致します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 間利用するための費用のことをいいます。<br>8. 利用者とは、当サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院や系列病院が当サービスを利用するためには、それぞれ個々に当サービスを購入する必要があります。 | 月間利用するための費用のことをいいます。<br>7.「1 年パック」とは、第 11 条第 2 項で定めた利用料で本サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>8.「3 年パック」とは、第 11 条第 3 項で定めた利用料で本サービスを 36 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>9.「6 年パック」とは、第 11 条第 4 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>10.「利用者」とは、本サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院<br>や系列病院が本サービスを利用するためには、それぞれ個々に本サービスを購入する必要があります。<br>8.「6 年パック」とは、第 11 条 4 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>9.「利用者」とは、本サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院や系列病院が本サービスを利用するためには、それぞれ個々に本サービスを購入する必要があります。 | |
| 第 3 条<br>改訂 | 第 3 条（規約の範囲）<br>利用規約は、名目の如何に関わらず、この当規約とします。<br>当社が利用者に対して発する第 5 条所定の通知は、当規約の一部を構成するものとします。 | 第 3 条（規約の範囲）<br>利用規約は、名目の如何に関わらず、この本規約とします。<br>当社が利用者に対して発する第 5 条所定の通知は、本規約の一部を構成するものとします。 | ・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します。 |
| 第 4 条<br>改訂 | 第 4 条（規約の変更）<br>当社は、利用者の承諾を得ることなく、当規約を随時変更できるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。 | 第 4 条（規約の変更）<br>当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を随時変更できるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。 | ・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します。 |
| 第 6 条<br>改訂 | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）<br>1. 利用許諾権、所有権、著作権の帰属<br>当製品に収録されている、すべてのデータの利用許諾権、所有権、著作権は、株式会社ナルコームに帰属します。<br>2. 利用台数の制限<br>利用者は、1 歯科医院であれば当製品を複数コンピュータにインストールして利用することが出来ます。但し、分院や系列病院等はこの限りではありません<br>3. スマートフォンを使用した動画の録画機能について<br>収録されているスマートフォンを使用した動画の録画機能については、ユーザー登録とは別途の使用許可申請を必要とします。<br>4. ユーザー登録について<br>当製品に収録されているデータは、製品を正規に購入し、ユーザー登録された方に限って個々に利用権が発生するものとします。正規購入ユーザー以外の方、登録をされていない方は使用できません。<br>5. 賃貸の禁止<br>当製品の利用権者であっても、賃貸目的に使用することは出来ません。<br>6. 販売、譲渡の禁止<br>本ソフトウェア製品に収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工して類似の商品を製造・販売することは出来ません。データの販売を目的とした利用については、上記 2 の許諾範囲を超えるものと解釈されます。<br>したがって、たとえ一部修正、加工してあっても、結果として使用権者が当製品に収録されているデータを 2 次利用出来るような形で販売することは禁じます。<br>7. 商業利用について<br>当製品に収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工して類似の商品を製造・販売することは出来ません。データの販売を目的とした利用については、上記２の許諾範囲を超えるものと解釈されます。<br>したがって、たとえ一部修正、加工してあっても、結果として使用権者が当製品に収録されているデータを２次利用出来るような形で販売することは禁じます。 | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）<br>1. 利用許諾権、所有権、著作権の帰属<br>本製品に収録されている、すべてのデータの利用許諾権、所有権、著作権は、当社に帰属します。<br>2. 利用台数の制限<br>利用者は、1 歯科医院であれば本製品を複数コンピュータにインストールして利用することが出来ます。但し、分院や系列病院等はこの限りではありません。<br>3. ライセンス登録について<br>本製品に収録されているデータは、製品を正規に購入し、ライセンス登録された方に限って個々に利用権が発生するものとします。正規購入ユーザー以外の方、ライセンス登録をされていない方は使用できません。<br>4. スマートフォンを使用した動画の録画機能について<br>収録されているスマートフォンを使用した動画の録画機能については、ライセンス登録とは別途の使用許可申請を必要とします。<br>5. 賃貸の禁止<br>本製品の利用権者であっても、賃貸目的に使用することは出来ません。<br>6. 販売、譲渡の禁止<br>本ソフトウェア製品に収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工して類似の商品を製造・販売することは出来ません。データの販売を目的とした利用については、上記 2 の許諾範囲を超えるものと解釈されます。<br>したがって、たとえ一部修正、加工してあっても、結果として使用権者が本製品に収録されているデータを 2 次利用出来るような形で販売することは禁じます。<br>7. 商業利用について<br>本製品に収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工して類似の商品を製造・販売することは出来ません。データの販売を目的とした利用については、上記 2 の許諾範囲を超えるものと解釈されます。<br>したがって、たとえ一部修正、加工してあっても、結果として使用権者が本製品に収録されているデータを 2 次利用出来るような形で販売することは禁じます。 | ・「当社」に変更致しました。<br>・数字の全角・半角の修正により変更致します。<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。<br>・「ユーザー登録」「ライセンス登録」を統一する為に変更致します。 |
| 第 7 条<br>改訂 | 第 7 条（申込の非承諾）<br>当社は、審査の結果、利用者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。<br>1. 【略】<br>2. ユーザー登録の時点で、当規約の違反等により、当製品利用の不承諾を現に受け、または過去に受けた事がある場合<br>3. ユーザー登録の時点で申告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合<br>4. 【略】 | 第 7 条（利用の非承諾）<br>当社は、審査の結果、利用者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。<br>1. 【略】<br>2. ライセンス登録の時点で、本規約の違反等により、本製品利用の不承諾を現に受け、または過去に受けた事がある場合<br>3. ライセンス登録の時点で申告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合<br>4. 【略】 | ・「申込」ではなく「利用」とする為変更致します。<br>・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。<br>・「ユーザー登録」「ライセンス登録」を統一する為に変更致します。 |
| 第 8 条<br>改訂 | 第 8 条（当製品の利用開始日）<br>利用者が当製品のユーザー登録を行った時点で利用が開始されます。 | 第 8 条（本製品の利用開始日）<br>利用者が本製品のライセンス登録を行った時点で利用が開始されます。 | ・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。<br>・「ユーザー登録」「ライセンス登録」を統一する為に変更致します。 |
| 第 9 条<br>改訂 | 第 9 条（利用の期間）<br>1. 月額利用料<br>利用者が月額利用料のユーザー登録を行った月の 1 日から月末までの 1 か月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され第 10 条の利用の中止を利用者から申し出なければ自動で継続します。<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>利用者が各パックのユーザー登録を行った日から各製品の規定年数を利用期間とします。<br>3. 月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>いずれの利用料金も日割りでの計算はしないものとします。 | 第 9 条（利用の期間）<br>1.　月額利用料<br>利用者が月額利用料のライセンス登録を行った月の 1 日から月末までの 1 か月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され第 10 条の利用の中止を利用者から申し出なければ自動で継続します。<br>2.　1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>利用者が各パックのライセンス登録を行った日から各製品の規定年数を利用期間とします。<br>3.　月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>いずれの利用料金も日割りでの計算はしないものとします。 | ・「ユーザー登録」「ライセンス登録」を統一する為に変更致します。 |
| 第 10 条<br>改訂 | 第 10 条（利用の中止）<br>1. 月額利用料<br>利用者は、当製品の利用中止を希望する場合は、当社所定の方法で退会希望月の前月 5 日までに届出るものとします。5 日を過ぎた時点で退会の届出があった場合、翌々月の月額利用料を全額支払い頂き、翌月 5 日扱いで退会申請を受領します。利用開始から退会までの最低利用期限はありませんが、すでに受領した月額利用料の払い戻し等を一切行いません。<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>各パックの利用を中止しても返金等の払い戻しは一切行いません。 | 第 10 条（利用の中止）<br>1. 月額利用料<br>利用者は、本製品の利用中止を希望する場合は、当社所定の方法で退会希望月の前月 1 日までに届出るものとします。1 日を過ぎた時点で退会の届出があった場合、翌々月の月額利用料を全額支払い頂き、翌月 1 日扱いで退会申請を受領します。利用開始から退会までの最低利用期限はありませんが、すでに受領した月額利用料の払い戻し等を一切行いません。<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>各パックの利用を中止しても返金等の払い戻しは一切行いません。<br>3. データの保証<br>利用の中止後は如何なる理由においてもデータの保証は一切責任を負いません。 | ・退会中止の届出日付を変更致します。<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。<br>・第 3 項を新設致します。 |
| 第 11 条<br>改訂 | 第 11 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. クラウドバックアップ　10G 毎　¥800/月額（1～4 の利用料には 1G の無料利用料が含まれています） | 第 11 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項に記載されている価格は標準希望小売価格です。 | ・クラウドバックアップの終了に伴い第 5 項を削除致します。<br>・第 5 項を新設致します。 |
| 第 12 条<br>改訂 | 第 12 条（決済手段）<br>当製品の月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。 | 第 12 条（決済手段）<br>1. 本製品の月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払う<br>ものとします。<br>2. 前条で定めた価格は本条第 1 項の支払い先により異なる可能性があります。 | ・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。<br>・第 2 項の新設に当たり、第 1 項、第 2 項に変更致します。 |
| 第 13 条<br>改訂 | 第 13 条（決済）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。 | 第 13 条（決済）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 紛争の解決<br>利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いません。 | ・第 3 項にタイトルを追加致します。 |
| 第 15 条<br>改訂 | 第 15 条（自己責任の原則）<br>利用者は、当製品を使用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責を負うものとします。<br>利用者は、利用者による当製品を利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、当規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己 | 第 15 条（自己責任の原則）<br>利用者は、本製品を使用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責を負うものとします。<br>利用者は、利用者による本製品を利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、本規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己 | ・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。 | の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。 | |
| | 条の新設 | 第 16 条（データ保管及びバックアップ）<br>1. データ及びバックアップ<br>データ及びバックアップは如何なる理由においても保証は一切責任を負いません。<br>2. 当サービスのデータ保持期限は以下の通りです。<br>（1）スマートフォンを使用した動画の録画において何等かの理由で受信できなかったデータは 1 週間保持します。<br>（2）スマートフォンを使用した動画の録画において受信したデータに関し、一切責任を負いません。 | ・条を追加致します。 |
| | 条の変更 | 第 16 条を第 17 条に変更 | ・条の追加に伴い変更致します。 |
| 第 16 条<br>改訂 | 第 16 条（秘密保持）<br>当社は、当製品の提供に伴い取り扱う情報その他の個人情報を秘密に保持し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ保存します。<br>当社は、当製品の利用に伴い生成されたデータベースファイルについて、サーバーの不具合等の緊急時に備えた保存目的以外での利用をしません。ただし、当該利用者によって保存データの開示及び譲渡を求められた場合及び、権限ある官公署から開示を求められた場合はその限りではありません。 | 第 17 条（秘密保持）<br>当社は、本製品の提供に伴い取り扱う情報その他の個人情報を秘密に保持し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ保存します。<br>当社は、本製品の利用に伴い生成されたデータベースファイルについて、サーバーの不具合等の緊急時に備えた保存目的以外での利用をしません。ただし、当該利用者によって保存データの開示及び譲渡を求められた場合及び、権限ある官公署から開示を求められた場合はその限りではありません。 | ・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。 |
| | 条の変更 | 第 17 条を第 18 条に変更 | ・条の追加に伴い変更致します。 |
| 第 17 条<br>改訂 | 第 17 条（禁止事項）<br>利用者は、以下の行為を行わないものとします。<br>1. 当製品を利用者以外の第三者に使用させる行為<br>2. 当製品の情報を改ざん・消去する行為、又は事実に反する情報を送信・掲示する行為<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 【略】<br>7. 【略】<br>8. 【略】<br>9. 【略】<br>10. 【略】<br>11. 【略】<br>12. 他の利用者又は第三者になりすまして、当サービスを利用する行為<br>13. 当サービスに接続している他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為<br>14. 【略】<br>15. 【略】<br>16. 【略】 | 第 18 条（禁止事項）<br>利用者は、以下の行為を行わないものとします。<br>1. 本製品を利用者以外の第三者に使用させる行為<br>2. 本製品の情報を改ざん・消去する行為、又は事実に反する情報を送信・掲示する行為<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 【略】<br>7. 【略】<br>8. 【略】<br>9. 【略】<br>10. 【略】<br>11. 【略】<br>12. 他の利用者又は第三者になりすまして、本サービスを利用する行為<br>13. 本サービスに接続している他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為<br>14. 【略】<br>15. 【略】<br>16. 【略】 | ・「当サービス」「本サービス」を統一する為に変更致します。<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。 |
| | 条の変更 | 第 18 条を第 19 条に変更 | ・条の追加に伴い変更致します。 |
| 第 18 条<br>改訂 | 第 18 条（サービス内容の変更）<br>当社は、利用者への事前通知無く、当製品の内容、名称または仕様を変更することがあります。<br>当社は、前項の変更に関し、一切責任を負いません。 | 第 19 条（サービス内容の変更）<br>当社は、利用者への事前通知無く、本製品の内容、名称または仕様を変更することがあります。<br>当社は、前項の変更に関し、一切責任を負いません。 | ・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。 |
| 第 19 条<br>改訂 | 第 19 条（クラウドバックアップサービスの一時的な中断）<br>当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に当サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。<br>(1) 当製品用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合<br>(2) 火災、停電等により当サービスの提供ができなくなった場合<br>(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により当サービスの提供ができなくなった場合<br>(4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により当サービスの提供ができなくなった場合<br>(5) その他、運用上または技術上当社が当サービスの一時的な中断が必要と判断した場合<br>当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により当サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生しても、これに起因する利用者または第三者が被った損害に関し、この当規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。 | 第 19 条削除 | ・クラウドバックアップの終了に伴い第 19 条を削除致します。 |
| 第 20 条<br>改訂 | 第 20 条（本製品のサービス終了）<br>当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、当製品の全部または一部の提供を終了することがあります。<br>当社は当製品提供終了の際、前項の手続きを経る事で、終了に伴う責任を免れるものとします。<br>ただし、当サービス全部の提供を終了する場合、事前通知後 1 年間は当サービスの提供を保証します。 | 第 20 条（本製品のサービス終了）<br>1. 当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、本製品の全部または一部の提供を終了することがあります。<br>2. 当社は本製品提供終了の際、前項の手続きを経る事で、終了に伴う責任を免れるものとします。<br>ただし、本サービス全部の提供を終了する場合、事前通知後 1 年間は本サービスの提供を保証します。 | ・項の追加により変更致します。<br>・「当サービス」「本サービス」を統一する為に変更致します。<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。 |
| 第 21 条<br>改訂 | 第 21 条（当規約違反等への対処）<br>当社は、利用者が当規約に違反した場合もしくは恐れのある場合、利用者による当サービスの利用に関して当社にクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で当社が必要と判断した場合には、当該利用者に対し、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。<br>(1) 当規約に違反する行為またはその恐れのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。<br>(2) 利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。<br>(3) 利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。<br>(4) ID の使用を一時停止とし、または強制退会処分（利用者契約の解約を意味し、以下同様とします）とします。<br>前項の規定は第 15 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。<br>利用者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。<br>また、利用者は当社が本条第 1 項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。<br>利用者は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。 | 第 21 条（本規約違反等への対処）<br>1. 当社は、利用者が本規約に違反した場合もしくは恐れのある場合、利用者による本サービスの利用に関して当社にクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で当社が必要と判断した場合には、当該利用者に対し、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。<br>(1) 本規約に違反する行為またはその恐れのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。<br>(2) 利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。<br>(3) 利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。<br>(4) ID の使用を一時停止とし、または強制退会処分（利用者契約の解約を意味し、以下同様とします）とします。<br>2. 前項の規定は第 15 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。<br>3. 利用者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。<br>また、利用者は当社が本条第 1 項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。<br>4. 利用者は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。 | ・項の追加により変更致します。<br>・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します<br>・「当サービス」「本サービス」を統一する為に変更致します。 |
| 第 22 条<br>改訂 | 第 22 条（当社からの解約）<br>前条（当規約違反等への対処）第 1 項第 4 号の措置のほか、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、 当社は当該利用者に事前に何等通知または勧告することなく、当製品の使用を一時停止とし、または強制退会処分とすることができるものとします。<br>(1) 第 7 条（申込の非承諾）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合<br>(2) 月額利用の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合<br>(3) 決済関係先との間で紛争が生じた場合<br>(4) 利用者に対する破産の申し立てがあった場合<br>(5) 当社から前条のいずれかの要求を受けたにも関わらず、要求に応じない場合<br>(6) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たした場合<br>(7) その他当社が利用者として不適当と判断した場合<br>前条（当規約違反等への対処）第 1 項第 4 号または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している支払い等、当社に対して負担する支払いの一切を一括して行うものとします。<br>利用者が第 15 条（禁止事項）に違反し、または本条第 1 項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は ID の使用の一時停止または強制退会処分の有無に関わらず、当該利用者（利用者契約を解約され | 第 22 条（当社からの解約）<br>1. 前条（本規約違反等への対処）第 1 項第 4 号の措置のほか、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、 当社は当該利用者に事前に何等通知または勧告することなく、本製品の使用を一時停止とし、または強制退会処分とすることができるものとします。<br>(1) 第 7 条（利用の非承諾）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合<br>(2) 月額利用の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合<br>(3) 決済関係先との間で紛争が生じた場合<br>(4) 利用者に対する破産の申し立てがあった場合<br>(5) 当社から前条のいずれかの要求を受けたにも関わらず、要求に応じない場合<br>(6) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たした場合<br>(7) その他当社が利用者として不適当と判断した場合<br>2. 前条（本規約違反等への対処）第 1 項第 4 号または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している支払い等、当社に対して負担する支払いの一切を一括して行うものとします。<br>3. 利用者が第 17 条（禁止事項）に違反し、または本条第 1 項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は ID の使用の一時停止または強制退会処分の有無に関わらず、当該利用者（利用者契約を解約さ | ・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します<br>・項の設置により変更致します。<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。<br>・第 7 条の変更により「申込」を「利用」と変更致します。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | た者を含みます）に対し、被った損害の賠償を請求できるものとします。<br>利用者は、当社が本条第 1 項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。 | れた者を含みます）に対し、被った損害の賠償を請求できるものとします。<br>4. 利用者は、当社が本条第 1 項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。 | |
| 第 23 条<br>改訂 | 第 23 条（クラウドバックアップサービス）<br>当製品のオプションサービスであるクラウドバックアップにおけるデータの保管に関して最善を期しておりますが、いかなる場合もデータの保証は致しません。当サービスを一時的に提供できなかったことにより発生した利用者または第三者の損害に対し、この当規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。 | 第 23 条削除 | ・クラウドバックアップの終了に伴い第 23 条を削除致します。 |
| | 条の変更 | 第 24 条を第 23 条に変更 | ・条の削除に伴い変更致します。 |
| 第 24 条<br>改訂 | 第 24 条（訪問サポート）<br>当社は当製品の利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥100,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。 | 第 23 条（訪問サポート）<br>1. 当社は本製品の利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥100,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。<br>2. 宿泊が必要と判断される地域への訪問の場合、別途宿泊費が発生します。 | ・訪問サポート費用について追加致します。<br>・「当製品」「本製品」を統一する為に変更致します。 |
| | 条の変更 | 第 25 条を第 24 条に変更<br>第 26 条を第 25 条に変更<br>第 27 条を第 26 条に変更 | ・条の削除に伴い変更致します。 |
| 第 27 条<br>改訂 | 第 27 条（準拠法）<br>この当規約に関する準拠法は、日本法とします。 | 第 26 条（準拠法）<br>この本規約に関する準拠法は、日本法とします。 | ・「当規約」「本規約」を統一する為に変更致します |
| 附則<br>改訂 | 附則<br>第 1 条（運用開始）の改訂<br>この規約は 2016 年 4 月 21 日から制定・施行された達人プラス規約を改正したものであり、2021 年 10 月 7 日より運用されます。 | 附則<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日から制定・施行します。<br>本規約改訂版は、2021 年 10 月 7 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2022 年 12 月 1 日から適用します。 | ・本規約改訂版の適用日を追加致します。 |
| | 改訂前（2022 年 12 月 1 日付） | 改訂後（2023 年 8 月 28 日付） | |
| 第 2 条<br>改訂 | 第 2 条（定義）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 【略】<br>7. 【略】<br>8. 「3 年パック」とは、第 11 条第 3 項で定めた利用料で本サービスを 36 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>9. 【略】<br>10. 【略】 | 第 2 条（定義）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 【略】<br>7. 【略】<br>8. 「6 年パック」とは、第 11 条第 4 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>9.「利用者」とは、本サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院<br>や系列病院が本サービスを利用するためには、それぞれ個々に本サービスを購入する必要があります。 | ・3 年パックの販売が終了したため、「3 年パック」を削除しました。 |
| 第 9 条<br>改訂 | 第 9 条（利用の期間）<br>1. 【略】<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>利用者が各パックのライセンス登録を行った日から各製品の規定年数を利用期間とします。<br>3. 月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>いずれの利用料金も日割りでの計算はしないものとします。 | 第 9 条（利用の期間）<br>1. 【略】<br>2. 1 年パック、6 年パック<br>利用者が各パックのライセンス登録を行った日から各製品の規定年数を利用期間とします。<br>3. 月額利用料、1 年パック、6 年パック<br>いずれの利用料金も日割りでの計算はしないものとします。 | ・3 年パックの販売が終了したため、「3 年パック」を削除しました。 |
| 第 10 条<br>改訂 | 第 10 条（利用の中止）<br>1. 【略】<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>各パックの利用を中止しても返金等の払い戻しは一切行いません。<br>3. 【略】 | 第 10 条（利用の中止）<br>1. 【略】<br>2. 1 年パック、6 年パック<br>各パックの利用を中止しても返金等の払い戻しは一切行いません。<br>3. 【略】 | ・3 年パックの販売が終了したため、「3 年パック」を削除しました。 |
| 第 11 条<br>改訂 | 第 11 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 3 年パック　¥260,000（税抜）<br>4. 【略】<br>5. 【略】 | 第 11 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 6 年パック　¥490,000（税抜）<br>4. 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項に記載されている価格は標準希望小売価格です。 | ・3 年パックの販売が終了したため、「3 年パック」を削除しました。 |
| 第 12 条<br>改訂 | 第 12 条（決済手段）<br>1. 本製品の月額利用料、1 年パック、3 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払う<br>ものとします。<br>2. 【略】 | 第 12 条（決済手段）<br>1. 本製品の月額利用料、1 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払う<br>ものとします。<br>2. 【略】 | ・3 年パックの販売が終了したため、「3 年パック」を削除しました。 |
| 第 13 条<br>改訂 | 第 13 条（決済）<br>1. 【略】<br>2. 1 年パック、3 年パック、6 年パック<br>当社にて受注を受けた日に決済を行うものとします。<br>3. 【略】 | 第 13 条（決済）<br>1. 【略】<br>2. 1 年パック、6 年パック<br>当社にて受注を受けた日に決済を行うものとします。<br>3. 【略】 | ・3 年パックの販売が終了したため、「3 年パック」を削除しました。 |
| | 附則<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日から制定・施行します。<br>本規約改訂版は、2021 年 10 月 7 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2022 年 12 月 1 日から適用します。 | 附則<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日から制定・施行します。<br>本規約改訂版は、2021 年 10 月 7 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2022 年 12 月 1 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2023 年 8 月 28 日から適用します。 | |
| | 改訂前（2023 年 8 月 28 日付） | 改訂後（2024 年 1 月 18 日付） | |
| 第 2 条<br>改訂 | 第 2 条（定義）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 「月額利用料」とは、第 11 条第 1 項で定めた利用料で本サービスを 1 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>7. 「1 年パック」とは、第 11 条第 2 項で定めた利用料で本サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>8. 「6 年パック」とは、第 11 条第 4 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>9. 【略】 | 第 2 条（定義）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 【略】<br>5. 【略】<br>6. 「月額利用料」とは、第 13 条（利用料金）第 1 項で定めた利用料で本サービスを 1 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>7. 「1 年パック」とは、第 13 条（利用料金）第 2 項で定めた利用料で本サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>8. 「6 年パック」とは、第 13 条（利用料金）第 3 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>9. 【略】 | ・表記の方法を統一致しました。<br>・利用料金の条と項を変更致しました。 |
| 第 7 条<br>改訂 | 第 7 条（利用の非承諾）<br>当社は、審査の結果、利用者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。<br>1. 利用者が実在しない、もしくは実在しない恐れがあると判断した場合<br>2. ライセンス登録の時点で、本規約の違反等により、本製品利用の不承諾を現に受け、または過去に受けた事がある場合<br>3. ライセンス登録の時点で申告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合<br>4. その他、当社が利用者として不適当と判断した場合 | 第 7 条（利用の非承諾）<br>1. 当社は、審査の結果、契約者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。<br>(1) 利用者が実在しない、もしくは実在しない恐れがあると判断した場合<br>(2) ライセンス登録の時点で、本規約の違反等により、本製品利用の非承諾を現に受け、または過去に受けた事がある場合<br>(3) ライセンス登録の時点で申告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合<br>(4) 利用者が、本サービスの料金あるいは当社の提供する他のサービスの料金の支払いを怠っている、または過去に支払いを怠ったことがある場合<br>(5) その他、当社が契約者として不適当と判断した場合 | ・非承諾について追加致しました。 |
| | （新設） | 第 8 条（譲渡禁止等）<br>契約者は、当規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ないものとします。 | ・譲渡禁止を追加致しました。 |
| | （新設） | 第 9 条（変更の届出）<br>1. 契約者は、連絡先またはその他当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法で変更の届出をするものとします。<br>2. 前項届出がなかったことで契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。 | ・変更の届出を追加致しました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | （条の変更） | 第 8 条を第 10 条に変更 | |
| 第 9 条<br>改訂 | 第 9 条（利用の期間）<br>1. 月額利用料<br>利用者が月額利用料のライセンス登録を行った月の 1 日から月末までの 1 か月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され第 10 条の利用の中止を利用者から申し出なければ自動で継続します。<br>2. 【略】<br>3. 【略】 | 第 11 条（利用の期間）<br>1. 月額利用料<br>利用者が月額利用料のライセンス登録を行った月の 1 日から月末までの 1 か月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され第 12 条（利用の中止）第 1 項に定める利用者から申し出なければ自動で継続します。<br>2. 【略】<br>3. 【略】 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・規約内条の記載方法を変更致しました。 |
| | （条の変更） | 第 10 条を第 12 条に変更 | |
| 第 11 条<br>改訂 | 第 11 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項に記載されている価格は標準希望小売価格です。 | 第 13 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に記載されている価格は第 14 条（決済手段）に定める決済事業者によって価格が異なることがあります。 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・表記方法を変更致しました。<br>・第 4 項の誤りを訂正致しました。 |
| 第 12 条<br>改訂 | 第 12 条（決済手段）<br>1. 本製品の月額利用料、1 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。<br>2. 前条で定めた価格は本条第 1 項の支払い先により異なる可能性があります。 | 第 14 条（決済手段）<br>本製品の月額利用料、1 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払う<br>ものとします。 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・第 2 項は第 13 条第 4 項に定めている為削除致しました。 |
| 第 13 条<br>改訂 | 第 13 条（決済）<br>1. 月額利用料<br>初回に限り当社にて受注を受けた日に決済を行い、2 回目以降は毎月 5 日に決済します。受注日から第 8 条の利用開始日まで期間がある場合はその期間の請求はしないものとします。<br>2. 1 年パック、6 年パック<br>当社にて受注を受けた日に決済を行うものとします。<br>3. 【略】 | 第 15 条（決済）<br>1. 月額利用料<br>(1) 初回に限り当社にて受注を受けた日または翌営業日に利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。<br>(2) 2 回目以降は毎月 5 日に翌月分を、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。<br>(3) 本条第 1 項から第 10 条（本製品の利用開始日）の利用開始日まで期間がある場合はその期間の請求はしないものとします。<br>2. 1 年パック、6 年パック<br>当社にて受注を受けた日または翌営業日に利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。<br>3. 【略】 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・月額利用料、1 年パック、6 年パックに関して表記を統一しました。 |
| | （条の変更） | 第 14 条を第 16 条に変更 | |
| 第 15 条<br>改訂 | 第 15 条（自己責任の原則）<br>利用者は、本製品を使用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責を負うものとします。<br>利用者は、利用者による本製品を利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、本規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。 | 第 17 条（自己責任の原則）<br>1. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責を負うものとします。<br>2. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、本規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・第 1 項、第 2 項を分けて記載致しました。 |
| | （条の変更） | 第 16 条を第 18 条に変更 | |
| 第 17 条<br>改訂 | 第 17 条（秘密保持）<br>当社は、本製品の提供に伴い取り扱う情報その他の個人情報を秘密に保持し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ保存します。<br>当社は、本製品の利用に伴い生成されたデータベースファイルについて、サーバーの不具合等の緊急時に備えた保存目的以外での利用をしません。ただし、当該利用者によって保存データの開示及び譲渡を求められた場合及び、権限ある官公署から開示を求められた場合はその限りではありません。 | 第 19 条（秘密保持）<br>1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う情報その他の個人情報を秘密に保持し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ保存します。<br>2. 当社は、本サービスの利用に伴い生成されたデータベースファイルについて、サーバーの不具合等の緊急時に備えた保存目的以外での利用をしません。ただし、当該利用者によって保存データの開示及び譲渡を求められた場合及び、権限ある官公署から開示を求められた場合はその限りではありません。 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・第 1 項、第 2 項を分けて記載致しました。 |
| | （条の変更） | 第 18 条を第 20 条に変更 | |
| 第 19 条<br>改訂 | 第 19 条（サービス内容の変更）<br>当社は、利用者への事前通知無く、本製品の内容、名称または仕様を変更することがあります。<br>当社は、前項の変更に関し、一切責任を負いません。 | 第 21 条（サービス内容の変更）<br>1. 当社は、利用者への事前通知無く、本サービスの内容、名称または仕様を変更することがあります。<br>2. 当社は、前項の変更に関し、一切責任を負いません。 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・第 1 項、第 2 項を分けて記載致しました。 |
| | （新設） | 第 22 条（サービス利用上の制約）<br>利用者は、利用者契約の申込の経路・決済手段によっては、特定の本サービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。 | ・利用上の制約を追加致しました。 |
| | （新設） | 第 23 条（利用制限）<br>1. 当社は利用者が以下のいずれかに該当する場合は、当該利用者の承諾を得る事なく、当該利用者の本サービスの利用を制限することがあります。<br>(1) 利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合<br>(2) 電話、電子メール等による連絡がとれない場合<br>(3) 利用者の名義に相違がある場合<br>(4) 上記各号の他、当社で緊急性が高いと認めた場合<br>2. 当社が前項の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。 | ・利用制限を追加致しました。 |
| | （新設） | 第 24 条（一時的な中断）<br>1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。<br>(1) 本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合<br>(2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(5) その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合<br>2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生しても、これに起因する利用者または第三者が被った損害に関し、この本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。 | ・一時的な中断を追加致しました。 |
| | （条の変更） | 第 20 条を第 25 条に変更 | |
| 第 21 条<br>改訂 | 第 21 条（本規約違反等への対処）<br>1. 【略】<br>(1) 【略】<br>(2) 【略】<br>(3) 【略】<br>(4) 【略】<br>2. 前項の規定は第 15 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。<br>3. 利用者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。<br>また、利用者は当社が本条第 1 項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。<br>4. 利用者は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。 | 第 26 条（本規約違反等への対処）<br>1. 【略】<br>(1) 【略】<br>(2) 【略】<br>(3) 【略】<br>(4) 【略】<br>2. 前項の規定は第 17 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。<br>3. 利用者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。<br>4. 利用者は当社が本条第 1 項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。<br>5. 利用者は、本条第 1 項の第 3 号および第 4 号の措置は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。 | ・条の追加に伴い条番号を変更致しました。<br>・第 3 項を分けて記載致しました。 |
| | （条の変更） | 第 23 条を第 28 条に変更 | |
| | （新設） | 第 29 条（免責）<br>1. 当社は、本サービスの利用により発生した契約者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）に対し、契約者がこの本規約を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。<br>2. 第 23 条（利用制限）、第 24 条（一時的な中断）に定める他、当社は本サービスを提供できなかったことにより発生した契約者または第三者の損害に対し、この本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。<br>3. 本サービスは、システムの一部に外部システムを利用しているため、外部システムの利用ができなくなった場合、本サービスの利用も不可能となる場合がありますが、弊社はそれによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。 | ・免責に関して追加致しました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 4.　当社は、以下の内容を保証しません。<br>(1) 本製品がすべてのコンピュータで動作すること<br>(2) 推奨の OS のバージョンで確実に動作すること<br>(3) タッチモニタで確実に動作すること<br>(4) VPN を含めたすべてのネットワーク環境で動作すること<br>5.　本製品に掲載されている情報、画像、PDF 及びリンク等を利用することにより、利用者の機器等に損害が生じた場合、また、ウィルス感染した場合等について、当社の故意または過失による債務不履行または不法行為による損害が発生した場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。<br>6.　当社は、本製品利用に際して入力されたプロダクト ID、登録されたデータ等が盗用、不正使用その他の事情により管理者及び利用者以外の者が使用している場合、他人に知られた場合、それにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。 | |
| | （条の変更） | 第 24 条を第 30 条に変更 | |
| | （新設） | 第 31 条（反社会的勢力の排除）<br>1.　契約者は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。<br>2.契約者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく契約者の本サービス利用を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより契約者に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。 | ・条を追加致しました。 |
| | （条の変更） | 第 25 条を第 32 条に変更<br>第 26 条を第 33 条に変更 | |
| | 附則<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日から制定・施行します。<br>本規約改訂版は、2021 年 10 月 7 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2022 年 12 月 1 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2023 年 8 月 28 日から適用します。 | 附則<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日から制定・施行します。<br>本規約改訂版は、2021 年 10 月 7 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2022 年 12 月 1 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2023 年 8 月 28 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2024 年 1 月 18 日から適用します。 | ・本規約改訂版の適用日を追加致します。 |
| | 改訂前（2024 年 1 月 18 日付） | 改訂後（2025 年 4 月 9 日付） | |
| | 本製品は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、そのほかの無体財産権に関する法律及び条令によって保護されています。本製品の利用権は許諾されるもので販売されるものではありませんので予めご了解下さい。 | 本規約は、当社が開発し、著作権を有する「達人プラス」の使用許諾に関して、定めたものです。 | ・規約内変更に伴い変更致しました。 |
| 第 1 条<br>改訂 | 第 1 条（達人プラス規約の適用）<br>「達人プラス規約」は、株式会社ナルコームが販売する「達人プラス」の利用について、株式会社ナルコームと達人プラスの利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「達人プラス」のインストールを行った時点で本規約の内容を承認したものとします。 | 第 1 条（達人プラス規約の適用）<br>「達人プラス規約」は、株式会社ナルコームが開発し著作権を有する「達人プラス」の利用について、株式会社ナルコームと達人プラスの利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「達人プラス」のインストールを行った時点で本規約の内容を承認したものとします。 | ・開発元として記載変更致しました。 |
| 第 2 条<br>改訂 | 第 2 条（定義）<br>1.「本製品」とは、「達人プラス」に関し、紙媒体その他の媒体により弊社からお客様に提供される関連資料・付属資料を含むものをいいます。<br>2.「本ソフトウェア」とは、本製品に含まれるコンピュータプログラムその他のデジタルコンテンツ及び弊社が別途提供することのあるアップデートプログラムや追加のデジタルコンテンツをいいます。<br>3.「本サービス」とは、本製品で提供するサービス、及び本製品に付随するサービスの一切をいいます。<br>4.「本規約」とは、この「達人プラス規約」をいいます。<br>5.「当社」とは、株式会社ナルコームのことをいいます。<br>6.「月額利用料」とは、第 13 条（利用料金）第 1 項で定めた利用料で本サービスを 1 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>7.「1 年パック」とは、第 13 条（利用料金）第 2 項で定めた利用料で本サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>8.「6 年パック」とは、第 13 条（利用料金）第 3 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>9.「利用者」とは、本サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院や系列病院が本サービスを利用するためには、それぞれ個々に本サービスを購入する必要があります。 | 第 2 条（定義）<br>1.「本ソフトウェア」とは、「達人プラス」、「達人プラス」に含まれるコンピュータプログラム及びその他のデジタルコンテンツ、「達人プラス」に関連する仕様書、説明書、手順書及びその他一切の関連資料をいいます。<br>2.「本サービス」とは、本ソフトウェアで提供するサービス、及び本ソフトウェアに付随するサービスの一切をいいます。<br>3.「本規約」とは、この「達人プラス規約」をいいます。<br>4.「当社」とは、株式会社ナルコームのことをいいます。<br>5.「月額利用料」とは、第 12 条（利用料金）第 1 項で定めた利用料で本サービスを 1 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>6.「1 年パック」とは、第 12 条（利用料金）第 2 項で定めた利用料で本サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>7.「6 年パック」とは、第 12 条（利用料金）第 3 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。<br>8.「利用者」とは、本サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院や系列病院が本サービスを利用するためには、それぞれ個々に本サービスを購入する必要があります。 | ・第 1 項と第 2 項を合わせた表記に変更致しました。<br>・本製品を本ソフトウェアと変更致しました。 |
| 第 3 条<br>改訂 | 第 4 条（規約の変更）<br>当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を随時変更できるものとし、利用者はこれを承諾するものとします。 | 第 4 条（規約の変更）<br>1.当社は、本規約の変更が、利用者の一般に適合するとき又は、当社が、本規約の変更が本規約の目的に反せず、変更に係る事情に照らして合理的なものであると判断したときは、利用者との個別の合意なしに、本規約を変更できるものとします。<br>2.前項にかかわらず、本規約に重要な変更が加えられる場合であると当社が判断した場合には、当該変更が加えられる内容につき、利用者と当社の間で個別の合意を行うものとします。<br>3.本条第 1 項に基づき本規約の変更をするときは、当社は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生日前に、本サービス上での告知又は当社が適当と判断する方法で利用者に通知するものとします。<br>4.本条第 1 項又は第 2 項による変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除き、当社が運営する Web サイト等において表示された時点より、効力を生じるものとします。<br>5.　本規約の変更についての履歴は、本サービス上で利用者が確認するものとします。 | ・規約の変更時の対応に関して改訂致しました。 |
| 第 6 条<br>改訂 | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）<br>1. 利用許諾権、所有権、著作権の帰属<br>本製品に収録されている、すべてのデータの利用許諾権、所有権、著作権は、当社に帰属します。<br>2. 利用台数の制限<br>利用者は、1 歯科医院であれば本製品を複数コンピュータにインストールして利用することが出来ます。但し、分院や系列病院等はこの限りではありません。<br>3. ライセンス登録について<br>本製品に収録されているデータは、製品を正規に購入し、ライセンス登録された方に限って個々に利用権が発生するものとします。正規購入ユーザー以外の方、ライセンス登録をされていない方は使用できません。<br>4. スマートフォンを使用した動画の録画機能について<br>収録されているスマートフォンを使用した動画の録画機能については、ライセンス登録とは別途の使用許可申請を必要とします。<br>5. 賃貸の禁止<br>本製品の利用権者であっても、賃貸目的に使用することは出来ません。<br>6. 販売、譲渡の禁止<br>本ソフトウェア製品に収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工して類似の商品を製造・販売することは出来ません。データの販売を目的とした利用については、上記 2 の許諾範囲を超えるものと解釈されます。したがって、たとえ一部修正、加工してあっても、結果として使用権者が本製品に収録されているデータを 2 次利用出来るような形で販売することは禁じます。<br>7. 商業利用について<br>本製品に収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工して類似の商品を製造・販売することは出来ません。データの販売を目的とした利用については、上記 2 の許諾範囲を超えるものと解釈されます。<br>したがって、たとえ一部修正、加工してあっても、結果として使用権者が本製品に収録されているデータを 2 次利用出来るような形で販売することは禁じます。 | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）<br>1. 利用許諾権、所有権、著作権の帰属<br>本ソフトウェアに収録されている、全てのデータ（イラスト・パンフレット・はがきデザイン等を含む。）の利用許諾権、所有権、著作権は、当社に帰属します。<br>2. 利用台数の制限<br>利用者は、1 歯科医院であれば本ソフトウェアを複数コンピュータにインストールして利用することが出来ます。但し、分院や系列病院等はこの限りではありません。<br>3. ライセンス登録について<br>本ソフトウェアに収録されているデータは、製品を正規に購入し、ライセンス登録された方に限って個々に利用権が発生するものとします。正規購入ユーザー以外の方、ライセンス登録をされていない方は使用できません。<br>4. サブライセンス（再許諾）の禁止<br>利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンスし、又はその複製物を転貸してはならない。<br>5. 販売、譲渡、商業利用の禁止<br>利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアに収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工した類似の商品を製造し、販売し又は譲渡してはなりません。本ソフトウェアに収録されているデータの販売を目的とした利用については、第 3 項の利用権の許諾範囲を超えるものとします。したがって、たとえ本ソフトウェアに収録されているデータの一部を修正、加工している場合でも、結果として第三者が本ソフトウェアに収録されているデータを 2 次利用できるような形式で販売することは禁じます。 | ・デンタルパスの販売終了に伴い、改訂致しました。<br>・その他、収録データに関して明記しました。<br>・第 5 項と 6 項をまとめました。 |
| 第 7 条<br>改訂 | 第 7 条（利用の非承諾）<br>1. 当社は、審査の結果、契約者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。<br>(1) 利用者が実在しない、もしくは実在しない恐れがあると判断した場合<br>(2) ライセンス登録の時点で、本規約の違反等により、本製品利用の非承諾を現に受け、または過去に受けた事がある場合ライセンス登録の時点で申 | 第 7 条（本ソフトウェアの利用開始日）<br>利用者が本ソフトウェアのライセンス登録を行った時点で利用が開始されます。 | ・第 10 条の内容を第 7 条に変更致しました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合<br>(3) 利用者が、本サービスの料金あるいは当社の提供する他のサービスの料金の支払いを怠っている、または過去に支払いを怠ったことがある場合<br>(4) その他、当社が契約者として不適当と判断した場合 | | |
| 第 8 条<br>改訂 | 第 8 条（譲渡禁止等）<br>契約者は、当規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ないものとします。 | 第 8 条（利用の非承諾）<br>当社は、審査の結果、利用者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。<br>(1) 利用者が実在しない、もしくは実在しない恐れがあると判断した場合<br>(2) ライセンス登録の時点で、本規約の違反等により、利用の停止、強制退会処分もしくは本サービスの非承諾を受け、また過去に受けたことがある場合<br>(3) ライセンス登録の際の申告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合<br>(4) 利用者が、本サービスの料金あるいは当社の提供する他の製品やサービスの料金の支払いを怠っている、または過去に支払いを怠ったことがある場合<br>(5) その他、当社が利用者として不適当と判断した場合 | ・第 7 条（利用の非承諾）の内容を第 8 条に変更致しました。<br>・第 8 条（譲渡禁止等）は第 6 条に記載があるため削除致しました。 |
| 第 10 条<br>改訂 | 第 10 条（変更の届出）<br>1. 契約者は、連絡先またはその他当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに当社所定の方法で変更の届出をするものとします。<br>2. 前項届出がなかったことで契約者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。 | 第 9 条（変更の届出）<br>1. 利用者は、医院様名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、取引先に変更があった場合には、速やかに当社に所定の方法にて変更の届出をするものとします。<br>2. 前項届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。 | ・第 9 条に変更致しました。<br>・届出に関して詳細を追加致しました。 |
| 第 11 条<br>改訂 | 第 11 条（利用の期間）<br>1. 月額利用料<br>利用者が月額利用料のライセンス登録を行った月の 1 日から月末までの 1 か月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され第 12 条（利用の中止）第 1 項に定める利用者から申し出なければ自動で継続します。<br>2. 【略】<br>3. 【略】 | 第 10 条（利用の期間）<br>1. 月額利用料<br>利用者が月額利用料のライセンス登録を行った月の 1 日から月末までの 1 か月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され第 11 条（利用の中止）第 1 項に定める利用者から申し出なければ自動で継続します。<br>2. 【略】<br>3. 【略】 | ・第 11 条を第 10 条に変更致しました。<br>・条番号の変更により第 1 項を変更致しました。 |
| 第 12 条<br>改訂 | 第 12 条（利用の中止）<br>1. 月額利用料<br>利用者は、本製品の利用中止を希望する場合は、当社所定の方法で退会希望月の前月 1 日までに届出るものとします。1 日を過ぎた時点で退会の届出があった場合、翌々月の月額利用料を全額支払い頂き、翌月 1 日扱いで退会申請を受領します。利用開始から退会までの最低利用期限はありませんが、すでに受領した月額利用料の払い戻し等を一切行いません。<br>2. 1 年パック、6 年パック<br>各パックの利用を中止しても返金等の払い戻しは一切行いません。<br>3. データの保証<br>利用の中止後は如何なる理由においてもデータの保証は一切責任を負いません。 | 第 11 条（利用の中止）<br>1.　月額利用料<br>利用者は、本ソフトウェアの退会を希望する場合は、当社所定の方法で退会希望月の前月 1 日までに届出るものとします。前月 1 日を過ぎた時点で翌月扱いの退会とします。利用開始後如何なる理由においても払い戻し等は一切行いません。<br>2.　1 年パック、6 年パック<br>利用期間内に各パックを退会しても返金等の払い戻しは一切行いません。<br>3.　データの保証<br>退会後は如何なる理由においてもデータの保証、開示及び引渡し等は一切責任を負いません。<br>4.　退会後に本ソフトウェアが利用できる場合がありますが、当社及び利用者はこれを承諾するものとします。 | ・条の削除に伴い、条番号を変更致しました。<br>・前月の文言を追加致しました。 |
| 第 13 条<br>改訂 | 第 13 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4. 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に記載されている価格は第 14 条（決済手段）に定める決済事業者によって価格が異なることがあります。 | 第 12 条（利用料金）<br>1. 【略】<br>2. 【略】<br>3. 【略】<br>4.　本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に記載されている価格は第 13 条（決済手段）に定める決済事業者によって価格が異なることがあります。 | ・第 13 条を第 12 条に変更致しました。<br>・条番号の変更により第 4 項を変更致しました。 |
| 第 14 条<br>改訂 | 第 14 条（決済手段）<br>本製品の月額利用料、1 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。 | 第 13 条（決済手段）<br>本ソフトウェアの月額利用料、1 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。 | ・第 14 条を第 13 条に変更致しました。 |
| 第 15 条<br>改訂 | 第 15 条（決済）<br>1. 月額利用料<br>(1) 【略】<br>(2) 【略】<br>(3) 本条第 1 項から第 10 条（本製品の利用開始日）の利用開始日まで期間がある場合はその期間の請求はしないものとします。<br>2. 【略】<br>3. 【略】 | 第 14 条（決済）<br>1. 月額利用料<br>(1) 【略】<br>(2) 【略】<br>(3) 本条第 1 項から第 7 条（本ソフトウェアの利用開始日）の利用開始日まで期間がある場合はその期間の請求はしないものとします。<br>2. 【略】<br>3. 【略】 | ・第 15 条を第 14 条に変更致しました。<br>・本製品の利用開始日の条が変わったため条番号を変更致しました。 |
| 第 16 条<br>改訂 | 第 16 条（保証の限定）<br>1. 製品の保証について<br>本ソフトウェア製品に収録されているデータは、登録ユーザー本人の責任において使用されるものとします。<br>本製品の内容は十分注意して制作されていますが、個々のユーザーの要求のすべてを満たさないこともあり、また完全に無欠陥の製品で無いかもしれないことを承諾するものとします。<br>また、本製品の使用の結果として発生した、あるいはそれらを使用することが出来なかったことから発生した損害や不利益については、一切責任を負いません。<br>2. 【略】 | 第 15 条（保証の限定）<br>1. 製品の保証について<br>本ソフトウェア製品に収録されているデータは、利用者の責任において使用されるものとします。<br>本ソフトウェアの内容は十分注意して制作されていますが、個々のユーザーの要求のすべてを満たさないこともあり、また完全に無欠陥の製品で無いかもしれないことを承諾するものとします。<br>2. 【略】 | ・第 16 条を第 15 条に変更致しました。<br>・第 17 条と重複する部分を削除致しました。 |
| 第 17 条<br>改訂 | 第 17 条（自己責任の原則）<br>1. 【略】<br>2. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、当規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。 | 第 16 条（自己責任の原則）<br>1. 【略】<br>2. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、本規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。 | ・第 17 条を第 16 条に変更致しました。<br>・当規約を本規約に変更致しました。 |
| 第 18 条<br>改訂 | 第 18 条（データ保管及びバックアップ）<br>1. データ及びバックアップ<br>データ及びバックアップは如何なる理由においても保証は一切責任を負いません。<br>2. 本サービスのデータ保持期限は以下の通りです。<br>(1) スマートフォンを使用した動画の録画において何等かの理由で受信できなかったデータは 1 週間保持します。<br>(2) スマートフォンを使用した動画の録画において受信したデータに関し、一切責任を負いません。 | 第 17 条（データ保管及びバックアップ）<br>データ保管及びバックアップについて如何なる理由においても当社は一切責任を負いません。 | ・第 18 条を第 17 条に変更致しました。<br>・第 2 項に関するサービスが終了したため削除致しました。 |
| | （条の変更） | 第 19 条を第 18 条に変更 | |
| 第 20 条<br>改訂 | 第 20 条（禁止事項）<br>利用者は、以下の行為を行わないものとします。<br>1. 本製品を利用者以外の第三者に使用させる行為<br>2. 本製品の情報を改ざん・消去する行為、又は事実に反する情報を送信・掲示する行為<br>3. 他の利用者又は第三者、若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為他の利用者又は第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為<br>4. 他の利用者又は第三者、若しくは当社の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為<br>5. 他の利用者又は第三者、若しくは当社に対して無断で広告・宣伝・勧誘などの電子メールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為<br>6. 詐欺などの犯罪に結びつく行為<br>7. 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はそれを勧誘する行為<br>8. わいせつ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信・掲載する行為<br>9. 選挙運動又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為<br>10. コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為<br>11. 他の利用者又は第三者になりすまして、本サービスを利用する行為<br>12. 本サービスに接続している他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為<br>13. その他法令若しくは公序良俗（売春・暴力・残虐など）に違反し、又は他の利用者又は第三者、 若しくは当社に不利益を与える行為<br>14. 前各号に定める行為を助長する行為<br>15. その他、当社が不適切と判断した行為 | 第 19 条（禁止事項）<br>1. 利用者が、以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。<br>(1) 法令又は本規約等に違反した場合<br>(2) 本サービスを利用者以外の第三者に使用させる行為<br>(3) 本サービスの情報を改ざん・消去する行為、又は事実に反する情報を送信・掲示する行為<br>(4) 他の利用者又は第三者、若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為<br>(5) 他の利用者又は第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為<br>(6) 他の利用者又は第三者、若しくは当社の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為<br>(7) 他の利用者又は第三者、若しくは当社に対して無断で広告・宣伝・勧誘などの電子メールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為<br>(8) 詐欺などの犯罪に結びつく行為<br>(9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はそれを勧誘する行為<br>(10) わいせつ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信・掲載する行為<br>(11) 選挙運動又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為<br>(12) コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為<br>(13) 他の利用者又は第三者になりすまして、本サービスを利用する行為<br>(14) 本サービスに接続している他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為<br>(15) その他法令若しくは公序良俗（売春・暴力・残虐など）に違反し、又 | ・第 20 条を第 19 条に変更致しました。<br>・禁止事項を改訂致しました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | は他の利用者又は第三者、若しくは当社に不利益を与える行為<br>(16) 前各号に定める行為を助長する行為<br>(17) その他、当社が不適切と判断した行為<br>2. 前項に従って当社が利用資格を取り消したことにより、当該利用者が本サービスを利用できなくなり、これにより当該利用者又は第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。 | |
| 第 21 条<br>改訂 | 第 21 条（サービス内容の変更）<br>1. 当社は、利用者への事前通知無く、本サービスの内容、名称または仕様を変更することがあります。<br>1. 当社は、前項の変更に関し、一切責任を負いません。 | 第 20 条（サービス内容の変更）<br>1.　当社は、利用者への事前通知無く、本サービスの内容、名称または仕様を変更することがあります。<br>2.　当社は、前項の変更に関し、利用者に不利益、損害が発生したとしても、故意、重過失又は消費者契約法違反による場合を除き、一切責任を負いません。 | ・第 21 条を第 20 条に変更致しました。<br>・項番号の誤植を修正致しました。<br>・サービス内容の変更を訂正致しました。 |
| | （条の変更） | 第 22 条を第 21 条に変更 | |
| 第 23 条<br>改訂 | 第 23 条（利用制限）<br>1. 当社は利用者が以下のいずれかに該当する場合は、当該利用者の承諾を得る事なく、当該利用者の本サービスの利用を制限することがあります。<br>(1) 利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合<br>(2) 電話、電子メール等による連絡がとれない場合<br>(3) 利用者の名義に相違がある場合<br>(4) 上記各号の他、当社で緊急性が高いと認めた場合<br>2. 当社が前項の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。 | 第 22 条（本規約違反等への対処）<br>1. 当社は、利用者が本規約に違反した場合もしくは恐れのある場合、または以下のいずれかに該当する場合、当該利用者の承諾を得る事なく、当該利用者の本サービスの利用を制限することがあります。<br>(1) 利用者による本サービスの利用に関してクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が必要と認めた場合<br>(2) 利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合<br>(3) 電話、電子メール等による連絡がとれない場合<br>(4) 利用者の名義に相違がある場合<br>(5) 上記各号の他、当社が必要と判断した場合<br>2. 前項第 1 号または第 2 号に該当する場合は、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。<br>(1) 利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。<br>(2) 利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。<br>(3) 強制退会処分（利用者契約の解約を意味し、以下同様とします）とします。<br>3. 前項の規定は第 16 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。<br>4. 当社が本条第 1 項または、第 2 項の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。<br>5. 利用者は、本条第 2 項第 2 号および第 3 号の措置は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。 | ・条の削除に伴い条番号を変更致しました。<br>・利用制限と当規約違反等への対処を統合しました。 |
| 第 24 条<br>改訂 | 第 24 条（一時的な中断）<br>1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。<br>(1) 本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合<br>(2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(5) その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合<br>2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生しても、これに起因する利用者または第三者が被った損害に関し、この本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。 | 第 23 条（一時的な中断）<br>1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供を中断することがあります。<br>(1) 本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合<br>(2) 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合<br>(3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合<br>(6) その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合<br>2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生しても、これに起因する利用者または第三者が被った損害に関し、当社に故意、重過失又は消費者契約法違反がない限り、一切責任を負いません。 | ・第 24 条を第 23 条に変更致しました。<br>・号を追加しました。 |
| 第 25 条<br>改訂 | 第 25 条（本製品のサービス終了）<br>1. 当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、本製品の全部または一部の提供を終了することがあります。<br>2. 当社は本製品提供終了の際、前項の手続きを経る事で、終了に伴う責任を免れるものとします。<br>ただし、本サービス全部の提供を終了する場合、事前通知後 1 年間は本サービスの提供を保証します。 | 第 24 条（本ソフトウェアのサービス終了）<br>1. 当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、本ソフトウェアの全部または一部の提供を終了することがあります。<br>2. 当社は本ソフトウェア提供終了の際、前項の手続きを経る事で、終了に伴う責任を免れるものとします。<br>ただし、本サービス全部の提供を終了する場合、事前通知後 1 年間は本サービスの提供を保証します。 | ・第 25 条を第 24 条に変更致しました。<br>・本製品を本ソフトウェアと変更致しました。 |
| 第 26 条<br>改訂 | 第 26 条（本規約違反等への対処）<br>1. 当社は、利用者が本規約に違反した場合もしくは恐れのある場合、利用者による本サービスの利用に関して当社にクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で当社が必要と判断した場合には、当該利用者に対し、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。<br>(1) 本規約に違反する行為またはその恐れのある行為を止めること、および同様の行為を繰り返さないことを要求します。<br>(2) 利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。<br>(3) 利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。<br>(4) ID の使用を一時停止とし、または強制退会処分（利用者契約の解約を意味し、以下同様とします）とします。<br>2. 前項の規定は第 17 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。<br>3. 利用者は、本条第 1 項の規定は当社に同項に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。<br>4. 利用者は当社が本条第 1 項各号に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。<br>5. 利用者は、本条第 1 項の第 3 号および第 4 号の措置は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。 | （条の削除） | ・第 22 条に統合したため条を削除しました。 |
| 第 27 条<br>改訂 | 第 27 条（当社からの解約）<br>1. 前条（本規約違反等への対処）第 1 項第 4 号の措置のほか、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、　当社は当該利用者に事前に何等通知または勧告することなく、本製品の使用を一時停止とし、または強制退会処分とすることができるものとします。<br>(1) 第 7 条（利用の非承諾）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合<br>(2) 月額利用の支払いを遅延し、または支払いを拒否した場合<br>(3) 決済関係先との間で紛争が生じた場合<br>(4) 利用者に対する破産の申し立てがあった場合<br>(5) 当社から前条のいずれかの要求を受けたにも関わらず、要求に応じない場合<br>(6) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たした場合<br>(7) その他当社が利用者として不適当と判断した場合<br>2. 前条（本規約違反等への対処）第 1 項第 4 号または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している支払い等、当社に対して負担する支払いの一切を一括して行うものとします。<br>3. 利用者が第 20 条（禁止事項）に違反し、または本条第 1 項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は ID の使用の一時停止または強制退会処分の有無に関わらず、当該利用者（利用者契約を解約された者を含みます）に対し、被った損害の賠償を請求できるものとします。<br>4. 利用者は、当社が本条第 1 項に定める措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。 | 第 25 条（当社からの解約）<br>1.　第 22 条（本規約違反等への対処）第 2 項第 3 号の措置のほか、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、　当社は当該利用者に事前に何等通知または勧告することなく、使用を一時停止とし、または強制退会処分とすることができるものとします。<br>(1) 第 8 条（利用の非承諾）第 1 項各号のいずれかに該当することが判明した場合<br>(2) 第 22 条（本規約違反等への対処）第 1 項各号のいずれかに該当し、何らの是正・連絡もなく 30 日を経過した場合<br>(3) 第 22 条（本規約違反等への対処）第 2 項第 1 号の要求を受けたにも関わらず 7 日を経過しても応じない場合<br>(4) 達人プラス利用料の支払いを 3 回以上遅延、または支払いを拒否した場合<br>(5) 決済関係先との間で紛争が生じた場合<br>(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあった場合又は清算手続に入った場合<br>(7) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消処分を受けた場合<br>(8) 支払停止、支払不能、手形又は小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けた場合<br>(9) 公租公課につき滞納処分のあった場合<br>(10) その財産につき仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあり、本契約上の義務の履行が困難と認められる場合<br>(11) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たした場合<br>(12) その他本規約の条項のいずれかに違反し、当該違反の是正を要求した書面による通知を受領した後 30 日以内に当該違反を是正しない場合<br>(13) その他当社が利用者として不適当と判断した場合<br>2.　第 22 条（本規約違反等への対処）第 2 項第 3 号または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している支払い等、当社に対して負担する支払いの一切を一括して行うものとします。<br>3.　利用者が第 19 条（禁止事項）に違反し、または本条第 1 項各号のいず | ・第 27 条を第 25 条に変更致しました。<br>・支払いの遅延、支払い拒否に関して変更致しました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | れかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は使用の一時停止または強制退会処分の有無に関わらず、当該利用者（利用者契約を解約された者を含みます）に対し、被った損害の賠償を請求できるものとします。<br>4.　当社が本条第 1 項に定める措置を講じた場合、利用者に生じた当該措置に起因する結果に関し、当社は一切の責任を負いません。 | |
| 第 28 条<br>改訂 | 第 28 条（訪問サポート）<br>1. 当社は本製品の利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥100,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。<br>2. 宿泊が必要と判断される地域への訪問の場合、別途宿泊費が発生します。 | 第 26 条（訪問サポート）<br>1. 当社は本ソフトウェアの利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥100,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。<br>2. 宿泊が必要と判断される地域への訪問の場合、別途宿泊費が発生します。 | ・第 28 条を第 26 条に変更致しました。<br>・本製品を本ソフトウェアと変更致しました。 |
| 第 29 条<br>改訂 | 第 29 条（免責）<br>1. 当社は、本サービスの利用により発生した契約者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）に対し、契約者がこの本規約を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。<br>2. 第 23 条（利用制限）、第 24 条（一時的な中断）に定める他、当社は本サービスを提供できなかったことにより発生した契約者または第三者の損害に対し、この本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。<br>3. 本サービスは、システムの一部に外部システムを利用しているため、外部システムの利用ができなくなった場合、本サービスの利用も不可能となる場合がありますが、弊社はそれによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。<br>4. 当社は、以下の内容を保証しません。<br>(1) 本製品がすべてのコンピュータで動作すること<br>(2) 推奨の OS のバージョンで確実に動作すること<br>(3) タッチモニタで確実に動作すること<br>(4) VPN を含めたすべてのネットワーク環境で動作すること<br>5. 本製品に掲載されている情報、画像、PDF 及びリンク等を利用することにより、利用者の機器等に損害が生じた場合、また、ウィルス感染した場合等について、当社の故意または過失による債務不履行または不法行為による損害が発生した場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。<br>6. 当社は、本製品利用に際して入力されたプロダクト ID、登録されたデータ等が盗用、不正使用その他の事情により管理者及び利用者以外の者が使用している場合、他人に知られた場合、それにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。 | 第 27 条（免責）<br>1. 当社は、本サービスの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）に対し、利用者がこの本規約を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。<br>2. 第 22 条（本規約違反等への対処）、第 23 条（一時的な中断）に定める他、当社は本サービスを提供できなかったことにより発生した利用者または第三者の損害に対し、この本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。<br>3. 本サービスは、システムの一部に外部システムを利用しているため、外部システムの利用ができなくなった場合、本サービスの利用も不可能となる場合がありますが、当社はそれによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。<br>4. 当社は、利用者に対し、本ソフトウェアと利用者が使用する端末機器との間の通信が支障なく行えることを保証するものではなく、利用者は、自らの責任において当該通信環境を選択及び設定するものとします。<br>5. 当社は、以下の内容を保証しません。<br>(1) 本ソフトウェアがすべてのコンピュータで動作すること<br>(2) 推奨の OS のバージョンで確実に動作すること<br>(3) タッチモニタで確実に動作すること<br>(4) VPN を含めたすべてのネットワーク環境で動作すること<br>(5) 当社の責めに帰すべき事由なく、当社または利用者を問わず、インターネット、通信機器、その他通信システムの不具合によるインターネットの接続環境の障害を起因とした利用者または第三者の損害<br>(6) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害<br>(7) 当社に故意・重過失がない場合<br>(8) 当社が善管注意義務に対して十分に配慮している場合<br>(9) 第 22 条（本規約違反等への対処）、第 23 条（一時的な中断）に定める他、当社に故意・重過失なく、本サービスを提供できなかったことにより発生した利用者または第三者の損害<br>(10) 地震、津波、洪水、暴風雨、台風、疫病、感染症その他の天災、戦争、テロ、暴動、内乱、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、当社の責めによらない火災、その他の不可抗力によって生じた損害<br>6. 本ソフトウェアに掲載されている情報、画像、PDF 及びリンク等を利用することにより、利用者の機器等に損害が生じた場合、また、ウィルス感染した場合等について、当社の故意または過失による債務不履行または不法行為による損害が発生した場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。<br>7. 当社は、本ソフトウェア利用に際して入力されたプロダクト ID、登録されたデータ等が盗用、不正使用その他の事情により管理者及び利用者以外の者が使用している場合、他人に知られた場合、それにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。 | ・第 29 条を第 27 条に変更致しました。<br>・免責事項について変更致しました。 |
| | （条の変更） | 第 30 条を第 28 条に変更 | |
| 第 31 条<br>改訂 | 第 31 条（反社会的勢力の排除）<br>1. 契約者は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。<br>2. 契約者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく契約者の本サービス利用を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより契約者に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。 | 第 29 条（反社会的勢力の排除）<br>1. 利用者は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。<br>2. 利用者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく利用者の本サービス利用を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより利用者に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。 | ・第 31 条を第 29 条に変更致しました。<br>・契約者と利用者を統一致しました。 |
| 第 32 条<br>改訂 | 第 32 条（専属的合意管轄裁判所）<br>利用者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、松戸地方裁判所を利用者と当社の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 | 第 30 条（誠実協議及び専属的合意管轄裁判所）<br>1. 本規約に関連して利用者と当社の間で紛争が生じた場合、誠実に協議し、これを解決することとします。<br>2. 前項の協議にもかかわらず、協議しても解決しない場合は、千葉地方裁判所松戸支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 | ・第 32 条を第 30 条に変更致しました。<br>・記載方法を変更致しました。 |
| 第 33 条<br>改訂 | 第 33 条（準拠法）<br>この本規約に関する準拠法は、日本法とします。 | 第 31 条（準拠法）<br>1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。 | ・第 33 条を第 31 条に変更致しました。<br>・記載方法を変更致しました。 |
| 附則<br>改訂 | 附則<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日から制定・施行します。<br>本規約改訂版は、2021 年 10 月 7 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2022 年 12 月 1 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2023 年 8 月 28 日から適用します。<br>本規約改訂版は、2024 年 1 月 18 日から適用します。 | 附則<br>附則（2016 年 4 月 21 日）<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日制定・施行<br><br>附則（2021 年 10 月 7 日）<br>本規約は、2021 年 10 月 7 日から適用されます。<br><br>附則（2022 年 12 月 1 日）<br>本規約は、2022 年 12 月 1 日から適用されます。<br><br>附則（2023 年 8 月 28 日）<br>本規約は、2023 年 8 月 28 日から適用されます。<br><br>附則（2024 年 1 月 18 日）<br>本規約は、2024 年 1 月 18 日から適用されます。<br><br>附則（2025 年 4 月 3 日）<br>本規約は、2025 年 4 月 9 日から適用されます。 | ・本改訂にともなう適用日を追加致します。<br>・附則に適用日を追加致しました。 |
| | 改訂前（2025 年 4 月 9 日付） | 改訂後（2026 年 3 月 4 日付） | |
| | （新設） | 達人プラス規約ページ番号の改訂 | ・ページ番号を追加致します。 |
| 第 6 条<br>改訂 | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）<br>1. 利用許諾権、所有権、著作権の帰属<br>本ソフトウェアに収録されている、全てのデータ（イラスト・パンフレット・はがきデザイン等を含む。）の利用許諾権、所有　　権、著作権は、当社に帰属します。<br>2. 利用台数の制限<br>利用者は、1 歯科医院であれば本ソフトウェアを複数コンピュータにインストールして利用することが出来ます。但し、分院や系列病院等はこの限りではありません。<br>3. ライセンス登録について<br>本ソフトウェアに収録されているデータは、製品を正規に購入し、ライセンス登録された方に限って個々に利用権が発生するものとします。正規購入ユーザー以外の方、ライセンス登録をされていない方は使用できません。<br>4. サブライセンス（再許諾）の禁止<br>利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンスし、又はその複製物を転貸してはならない。<br>5. 販売、譲渡、商業利用の禁止<br>利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアに収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工した類似の商品を製造し、販売し又は譲渡してはなりません。本ソフトウェアに収録されているデータの販売を目的とした利用については、第 3 項の利用権の許諾範囲を超えるものとします。したがって、たとえ本ソフトウェアに収録されているデータの一部を修正、加工して | 第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）<br>1.　利用許諾権、所有権、著作権の帰属<br>本ソフトウェアに収録されている、全てのデータ（イラスト・パンフレット・はがきデザイン等を含む。）の利用許諾権、所有権、著作権は、当社に帰属します。<br>2.　利用台数の制限<br>利用者は、1 歯科医院であれば本ソフトウェアを複数コンピュータにインストールして利用することが出来ます。但し、分院や系列病院等はこの限りではありません。<br>3.　ライセンス登録について<br>本ソフトウェアに収録されているデータは、製品を正規に購入し、ライセンス登録された方に限って個々に利用権が発生するものとします。正規購入ユーザー以外の方、ライセンス登録をされていない方は使用できません。<br>4.　サブライセンス（再許諾）の禁止<br>利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンスし、又はその複製物を転貸してはならない。<br>5.　販売、譲渡、商業利用の禁止<br>利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアに収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工した類似の商品を製造し、販売し又は譲渡してはなりません。本ソフトウェアに収録されているデータの販売を目的とした利用については、第 3 項の利用権の許諾範囲を超えるものとします。したがって、たとえ本ソフトウェアに収録されているデータの一部を修正、加工して | ・同意がある場合にデータの引き継ぎができるよう変更しました。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | いる場合でも、結果として第三者が本ソフトウェアに収録されているデータを 2 次利用できるような形式で販売することは禁じます。 | いる場合でも、結果として第三者が本ソフトウェアに収録されているデータを 2 次利用できるような形式で販売することは禁じます。<br>6.　譲渡の禁止<br>利用者は、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ないものとします。ただし、当社、利用者、及び第三者との間で、本規約に基づいて当サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することにつき、事前に書面による同意がなされた場合を除きます。 | |
| 附則<br>改訂 | 附則<br>附則（2016 年 4 月 21 日）<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日制定・施行<br><br>附則（2021 年 10 月 7 日）<br>本規約は、2021 年 10 月 7 日から適用されます。<br><br>附則（2022 年 12 月 1 日）<br>本規約は、2022 年 12 月 1 日から適用されます。<br><br>附則（2023 年 8 月 28 日）<br>本規約は、2023 年 8 月 28 日から適用されます。<br><br>附則（2024 年 1 月 18 日）<br>本規約は、2024 年 1 月 18 日から適用されます。<br><br>附則（2025 年 4 月 3 日）<br>本規約は、2025 年 4 月 9 日から適用されます。 | 附則<br>附則（2016 年 4 月 21 日）<br>本規約は、2016 年 4 月 21 日制定・施行<br><br>附則（2021 年 10 月 7 日）<br>本規約は、2021 年 10 月 7 日から適用されます。<br><br>附則（2022 年 12 月 1 日）<br>本規約は、2022 年 12 月 1 日から適用されます。<br><br>附則（2023 年 8 月 28 日）<br>本規約は、2023 年 8 月 28 日から適用されます。<br><br>附則（2024 年 1 月 18 日）<br>本規約は、2024 年 1 月 18 日から適用されます。<br><br>附則（2025 年 4 月 3 日）<br>本規約は、2025 年 4 月 9 日から適用されます。<br><br>附則（2026 年 3 月 4 日）<br>本規約は、2026 年 3 月 5 日から適用されます。 | ・本改訂にともなう適用日を追加致します。<br>・附則に適用日を追加致しました。 |

# 達人プラス規約

本規約は、当社が開発し、著作権を有する「達人プラス」の使用許諾に関して、定めたものです。

## 第 1 条（達人プラス規約の適用）

「達人プラス規約」は、株式会社ナルコームが開発し著作権を有する「達人プラス」の利用について、株式会社ナルコームと達人プラスの利用者との間の、一切の関係に適用します。利用者は、「達人プラス」のインストールを行った時点で本規約の内容を承認したものとします。

## 第 2 条（定義）

1. 「本ソフトウェア」とは、「達人プラス」、「達人プラス」に含まれるコンピュータプログラム及びその他のデジタルコンテンツ、「達人プラス」に関連する仕様書、説明書、手順書及びその他一切の関連資料をいいます。
2. 「本サービス」とは、本ソフトウェアで提供するサービス、及び本ソフトウェアに付随するサービスの一切をいいます。
3. 「本規約」とは、この「達人プラス規約」をいいます。
4. 「当社」とは、株式会社ナルコームのことをいいます。
5. 「月額利用料」とは、第 12 条（利用料金）第 1 項で定めた利用料で本サービスを 1 カ月間利用するための費用のことをいいます。
6. 「1 年パック」とは、第 12 条（利用料金）第 2 項で定めた利用料で本サービスを 12 カ月間利用するための費用のことをいいます。
7. 「6 年パック」とは、第 12 条（利用料金）第 3 項で定めた利用料で本サービスを 72 カ月間利用するための費用のことをいいます。
8. 「利用者」とは、本サービスを利用する、または利用しようとする 1 歯科医院（法人・個人は問いません）をいいます。分院や系列病院が本サービスを利用するためには、それぞれ個々に本サービスを購入する必要があります。

## 第 3 条（規約の範囲）

利用規約は、名目の如何に関わらず、この本規約とします。
当社が利用者に対して発する第 5 条所定の通知は、本規約の一部を構成するものとします。

## 第 4 条（規約の変更）

1. 当社は、本規約の変更が、利用者の一般に適合するとき又は、当社が、本規約の変更が本規約の目的に反せず、変更に係る事情に照らして合理的なものであると判断したときは、利用者との個別の合意なしに、本規約を変更できるものとします。
2. 前項にかかわらず、本規約に重要な変更が加えられる場合であると当社が判断した場合には、当該変更が加えられる内容につき、利用者と当社の間で個別の合意を行うものとします。
3. 本条第 1 項に基づき本規約の変更をするときは、当社は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、効力発生日前に、本サービス上での告知又は当社が適当と判断する方法で利用者に通知するものとします。
4. 本条第 1 項又は第 2 項による変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除き、当社が運営する Web サイト等において表示された時点より、効力を生じるものとします。
5. 本規約の変更についての履歴は、本サービス上で利用者が確認するものとします。

第 5 条（当社からの通知）

当社は、当社ホームページでの掲示や電子メールの送付、その他当社が適当と判断する方法により、利用者に対し随時必要な事項を通知します。

第 6 条（著作権・利用権（ライセンスの許諾）について）

1. 利用許諾権、所有権、著作権の帰属

   本ソフトウェアに収録されている、全てのデータ（イラスト・パンフレット・はがきデザイン等を含む。）の利用許諾権、所有権、著作権は、当社に帰属します。

2. 利用台数の制限

   利用者は、1歯科医院であれば本ソフトウェアを複数コンピュータにインストールして利用することが出来ます。但し、分院や系列病院等はこの限りではありません。

3. ライセンス登録について

   本ソフトウェアに収録されているデータは、製品を正規に購入し、ライセンス登録された方に限って個々に利用権が発生するものとします。正規購入ユーザー以外の方、ライセンス登録をされていない方は使用できません。

4. サブライセンス（再許諾）の禁止

   利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアをサブライセンスし、又はその複製物を転貸してはならない。

5. 販売、商業利用の禁止

   利用者は、第三者に対して、本ソフトウェアに収録されているデータをそのまま、もしくは修正、加工した類似の商品を製造し、販売し又は譲渡してはなりません。本ソフトウェアに収録されているデータの販売を目的とした利用については、第3項の利用権の許諾範囲を超えるものとします。したがって、たとえ本ソフトウェアに収録されているデータの一部を修正、加工している場合でも、結果として第三者が本ソフトウェアに収録されているデータを2次利用できるような形式で販売することは禁じます。

6. 譲渡の禁止

   利用者は、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為は出来ないものとします。ただし、当社、利用者、及び第三者との間で、本規約に基づいて当サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することにつき、事前に書面による同意がなされた場合を除きます。

第 7 条（本ソフトウェアの利用開始日）

利用者が本ソフトウェアのライセンス登録を行った時点で利用が開始されます。

第 8 条（利用の非承諾）

当社は、審査の結果、利用者が次のいずれかに該当する場合、その申込を承諾しないことがあります。

(1) 利用者が実在しない、もしくは実在しない恐れがあると判断した場合
(2) ライセンス登録の時点で、本規約の違反等により、利用の停止、強制退会処分もしくは本サービスの非承諾を受け、また過去に受けたことがある場合
(3) ライセンス登録の際の申告事項に、虚偽、誤記、又は記入漏れがあった場合
(4) 利用者が、本サービスの料金あるいは当社の提供する他の製品やサービスの料金の支払いを怠っている、または過去に支払いを怠ったことがある場合
(5) その他、当社が利用者として不適当と判断した場合

第 9 条（変更の届出）

1. 利用者は、医院様名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、取引先に変更があった場合には、速やかに当社に所定の方法にて変更の届出をするものとします。

2. 前項届出がなかったことで利用者が不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負いません。

第 10 条（利用の期間）

1. 月額利用料

利用者が月額利用料のライセンス登録を行った月の 1 日から月末までの 1 カ月間を利用期間とする。月額利用料は、自動更新され、第 11 条（利用の中止）第 1 項に定める利用者から申し出なければ自動で継続します。

2. 1 年パック、6 年パック

利用者が各パックのライセンス登録を行った日から各製品の規定年数を利用期間とします。

3. 月額利用料、1 年パック、6 年パック

いずれの利用料金も日割りでの計算はしないものとします。

第 11 条（利用の中止）

1. 月額利用料

利用者は、本ソフトウェアの退会を希望する場合は、当社所定の方法で退会希望月の前月 1 日までに届出るものとします。前月 1 日を過ぎた時点で翌月扱いの退会とします。利用開始後如何なる理由においても払い戻し等は一切行いません。

2. 1 年パック、6 年パック

利用期間内に各パックを退会しても返金等の払い戻しは一切行いません。

3. データの保証

退会後は如何なる理由においてもデータの保証、開示及び引渡し等は一切責任を負いません。

4. 退会後に本ソフトウェアが利用できる場合がありますが、当社及び利用者はこれを承諾するものとします。

第 12 条（利用料金）

1. 月額利用料　¥8,000（税抜）
2. 1 年パック　¥90,000（税抜）
3. 6 年パック　¥490,000（税抜）
4. 本条第 1 項、第 2 項、第 3 項に記載されている価格は第 13 条（決済手段）に定める決済事業者によって価格が異なることがあります。

第 13 条（決済手段）

本ソフトウェアの月額利用料、1 年パック、6 年パックの支払いは、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ支払うものとします。

第 14 条（決済）

1. 月額利用料

(1) 初回に限り当社にて受注を受けた日または翌営業日に利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。

(2) 2 回目以降は毎月 5 日に翌月分を、利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。

(3) 本条第 1 項から第 7 条（本ソフトウェアの利用開始日）の利用開始日まで期間がある場合はその期間の請求はしないものとします。

2. 1 年パック、6 年パック

当社にて受注を受けた日または翌営業日に利用者指定の歯科材料店、もしくは販売店へ決済します。

3. 紛争の解決

利用者は、決済関係先との間で紛争が発生した場合、自己の責任で当該紛争を解決するものとし、当社は一切責任を負いませ

ん。

第 15 条（保証の限定）

1. 製品の保証について
   本ソフトウェア製品に収録されているデータは、利用者の責任において使用されるものとします。
   本ソフトウェアの内容は十分注意して制作されていますが、個々のユーザーの要求のすべてを満たさないこともあり、また完全に無欠陥の製品で無いかもしれないことを承諾するものとします。
2. 収録データについて
   本ソフトウェア製品に収録されているデータの内容に関しての責任は、一切負えませんのであらかじめ内容をご確認の上、ご利用下さい。

第 16 条（自己責任の原則）

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責を負うものとします。
2. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為に起因して、当社または第三者に対して損害を与えた場合（利用者が、本規約上の義務を履行しないことにより当社または第三者が損害を被った場合も含む）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

第 17 条（データ保管及びバックアップ）

データ保管及びバックアップについて如何なる理由においても当社は一切責任を負いません。

第18条（秘密保持）

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う情報その他の個人情報を秘密に保持し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ保存します。
2. 当社は、本サービスの利用に伴い生成されたデータベースファイルについて、サーバーの不具合等の緊急時に備えた保存目的以外での利用をしません。ただし、当該利用者によって保存データの開示及び譲渡を求められた場合及び、権限ある官公署から開示を求められた場合はその限りではありません。

第 19 条（禁止事項）

1. 利用者が、以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。
   (1) 法令又は本規約等に違反した場合
   (2) 本サービスを利用者以外の第三者に使用させる行為
   (3) 本サービスの情報を改ざん・消去する行為、又は事実に反する情報を送信・掲示する行為
   (4) 他の利用者又は第三者、若しくは当社の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
   (5) 他の利用者又は第三者、若しくは当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
   (6) 他の利用者又は第三者、若しくは当社の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
   (7) 他の利用者又は第三者、若しくは当社に対して無断で広告・宣伝・勧誘などの電子メールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為

(8) 詐欺などの犯罪に結びつく行為
(9) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はそれを勧誘する行為
(10) わいせつ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信・掲載する行為
(11) 選挙運動又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為
(12) コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為
(13) 他の利用者又は第三者になりすまして、本サービスを利用する行為
(14) 本サービスに接続している他のコンピュータ・システム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為
(15) その他法令若しくは公序良俗（売春・暴力・残虐など）に違反し、又は他の利用者又は第三者、若しくは当社に不利益を与える行為
(16) 前各号に定める行為を助長する行為
(17) その他、当社が不適切と判断した行為

2. 前項に従って当社が利用資格を取り消したことにより、当該利用者が本サービスを利用できなくなり、これにより当該利用者又は第三者に損害が発生したとしても、当社は責任を負いません。

第 20 条（サービス内容の変更）

1. 当社は、利用者への事前通知無く、本サービスの内容、名称または仕様を変更することがあります。
2. 当社は、前項の変更に関し、利用者に不利益、損害が発生したとしても、故意、重過失又は消費者契約法違反による場合を除き、一切責任を負いません。

第 21 条（サービス利用上の制約）

利用者は、利用者契約の申込の経路・決済手段によっては、特定の本サービスを利用できない等の制約を受ける場合があることを承諾します。

第 22 条（本規約違反等への対処）

1. 当社は、利用者が本規約に違反した場合もしくは恐れのある場合、または以下のいずれかに該当する場合、当該利用者の承諾を得る事なく、当該利用者の本サービスの利用を制限することがあります。
(1) 利用者による本サービスの利用に関してクレーム・請求等が寄せられ、かつ当社が必要と認めた場合
(2) 利用状況、当社に寄せられた苦情等から、当該利用者の個人認証情報が第三者に無断で利用されたと推測される場合
(3) 電話、電子メール等による連絡がとれない場合
(4) 利用者の名義に相違がある場合
(5) 上記各号の他、当社が必要と判断した場合
2. 前項第 1 号または第 2 号に該当する場合は、以下のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずる事があります。
(1) 利用者が発信または表示する情報を削除することを要求します。
(2) 利用者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または閲覧できない状態に置きます。
(3) 強制退会処分（利用者契約の解約を意味し、以下同様とします）とします。
3. 前項の規定は第 16 条（自己責任の原則）に定める利用者の自己責任の原則を否定するものではありません。
4. 当社が本条第 1 項または、第 2 項の措置をとったことで、当該利用者が本サービスを使用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。
5. 利用者は、本条第 2 項第 2 号および第 3 号の措置は、当社の裁量により事前に通知なく行われる場合がある事を承諾します。

第 23 条(一時的な中断)

1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部の提供

を中断することがあります。

(1) 本サービス用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合

(2) 利用者のセキュリティを確保する必要が生じた場合

(3) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合

(4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合

(5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合

(6) その他、運用上または技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により本サービスの全部または一部の提供に遅延または中断が発生しても、これに起因する利用者または第三者が被った損害に関し、当社に故意、重過失又は消費者契約法違反がない限り、一切責任を負いません。

第 24 条（本ソフトウェアのサービス終了）

1. 当社は当社ホームページ上に事前通知した上で、本ソフトウェアの全部または一部の提供を終了することがあります。
2. 当社は本ソフトウェア提供終了の際、前項の手続きを経る事で、終了に伴う責任を免れるものとします。
ただし、本サービス全部の提供を終了する場合、事前通知後 1 年間は本サービスの提供を保証します。

第 25 条（当社からの解約）

1. 第 22 条（本規約違反等への対処）第 2 項第 3 号の措置のほか、利用者が以下のいずれかに該当する場合は、 当社は当該利用者に事前に何等通知または勧告することなく、使用を一時停止とし、または強制退会処分とすることができるものとします。

(1) 第 8 条（利用の非承諾）各号のいずれかに該当することが判明した場合

(2) 第 22 条（本規約違反等への対処）第 1 項各号のいずれかに該当し、何らの是正・連絡もなく 30 日を経過した場合

(3) 第 22 条（本規約違反等への対処）第 2 項第 1 号の要求を受けたにも関わらず 7 日を経過しても応じない場合

(4) 達人プラス利用料の支払いを 3 回以上遅延、または支払いを拒否した場合

(5) 決済関係先との間で紛争が生じた場合

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てがあった場合又は清算手続に入った場合

(7) 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消処分を受けた場合

(8) 支払停止、支払不能、手形又は小切手の不渡処分又は銀行取引停止処分を受けた場合

(9) 公租公課につき滞納処分のあった場合

(10) その財産につき仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあり、本契約上の義務の履行が困難と認められる場合

(11) 長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要し、当社の業務が著しく支障を来たした場合

(12) その他本規約の条項のいずれかに違反し、当該違反の是正を要求した書面による通知を受領した後 30 日以内に当該違反を是正しない場合

(13) その他当社が利用者として不適当と判断した場合

2. 第 22 条（本規約違反等への対処）第 2 項第 3 号または前項により強制退会処分とされた者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している支払い等、当社に対して負担する支払いの一切を一括して行うものとします。
3. 利用者が第 19 条（禁止事項）に違反し、または本条第 1 項各号のいずれかに該当することで、当社が損害を被った場合、当社は使用の一時停止または強制退会処分の有無に関わらず、当該利用者（利用者契約を解約された者を含みます）に対し、被った損害の賠償を請求できるものとします。
4. 当社が本条第 1 項に定める措置を講じた場合、利用者に生じた当該措置に起因する結果に関し、当社は一切の責任を負いません。

第 26 条（訪問サポート）

1. 当社は本ソフトウェアの利用者より訪問設定サポート（製品設定及び使用方法説明）を希望された場合、¥100,000（税抜）と当社が定める交通費にて応じます。
2. 宿泊が必要と判断される地域への訪問の場合、別途宿泊費が発生します。

第 27 条（免責）

1. 当社は、本サービスの利用により発生した利用者の損害（第三者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます）に対し、利用者がこの本規約を遵守したかどうかに関わらず、一切責任を負いません。
2. 第 22 条（本規約違反等への対処）、第 23 条（一時的な中断）に定める他、当社は本サービスを提供できなかったことにより発生した利用者または第三者の損害に対し、この本規約で特に定める場合を除き、一切責任を負いません。
3. 本サービスは、システムの一部に外部システムを利用しているため、外部システムの利用ができなくなった場合、本サービスの利用も不可能となる場合がありますが、当社はそれによってお客様に生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 当社は、利用者に対し、本ソフトウェアと利用者が使用する端末機器との間の通信が支障なく行えることを保証するものではなく、利用者は、自らの責任において当該通信環境を選択及び設定するものとします。
5. 当社は、以下の内容を保証しません。
   (1) 本ソフトウェアがすべてのコンピュータで動作すること
   (2) 推奨の OS のバージョンで確実に動作すること
   (3) タッチモニタで確実に動作すること
   (4) VPN を含めたすべてのネットワーク環境で動作すること
   (5) 当社の責めに帰すべき事由なく、当社または利用者を問わず、インターネット、通信機器、その他通信システムの不具合によるインターネットの接続環境の障害を起因とした利用者または第三者の損害
   (6) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
   (7) 当社に故意・重過失がない場合
   (8) 当社が善管注意義務に対して十分に配慮している場合
   (9) 第 22 条（本規約違反等への対処）、第 23 条（一時的な中断）に定める他、当社に故意・重過失なく、本サービスを提供できなかったことにより発生した利用者または第三者の損害
   (10) 地震、津波、洪水、暴風雨、台風、疫病、感染症その他の天災、戦争、テロ、暴動、内乱、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、当社の責めによらない火災、その他の不可抗力によって生じた損害
6. 本ソフトウェアに掲載されている情報、画像、PDF 及びリンク等を利用することにより、利用者の機器等に損害が生じた場合、また、ウィルス感染した場合等について、当社の故意または過失による債務不履行または不法行為による損害が発生した場合を除き、当社はいかなる責任も負いません。
7. 当社は、本ソフトウェア利用に際して入力されたプロダクト ID、登録されたデータ等が盗用、不正使用その他の事情により管理者及び利用者以外の者が使用している場合、他人に知られた場合、それにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

第 28 条（個人情報）

当社は、個人情報を別途当社ホームページ上に掲示する「個人情報保護宣言」に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、過去、現在および将来にわたり、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ず

る者をいいます）に該当しないことを保証し、および暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等、法令に抵触する行為またはそのおそれのある行為を行わないものとします。

2. 利用者が前項の規定に違反した場合には、当社は事前に通告することなく利用者の本サービス利用を停止し、または登録を削除する等の措置を講じることができるものとします。これにより利用者に何らの不利益または損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 30 条（誠実協議及び専属的合意管轄裁判所）

1. 本規約に関連して利用者と当社の間で紛争が生じた場合、誠実に協議し、これを解決することとします。
2. 前項の協議にもかかわらず、協議しても解決しない場合は、千葉地方裁判所松戸支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

附則

附則（2016 年 4 月 21 日）

本規約は、2016 年 4 月 21 日制定・施行

附則（2021 年 10 月 7 日）

本規約は、2021 年 10 月 7 日から適用されます。

附則（2022 年 12 月 1 日）

本規約は、2022 年 12 月 1 日から適用されます。

附則（2023 年 8 月 28 日）

本規約は、2023 年 8 月 28 日から適用されます。

附則（2024 年 1 月 18 日）

本規約は、2024 年 1 月 18 日から適用されます。

附則（2025 年 4 月 3 日）

本規約は、2025 年 4 月 9 日から適用されます。

附則（2026 年 3 月 4 日）

本規約は、2026 年 3 月 5 日から適用されます。